

寝屋川市告示第 70 号

騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項第 2 号イの規定により、次の地域を騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に規定する地域の類型ごとに当てはめる地域として下記のとおり指定したので告示する。

平成 24 年 4 月 1 日

寝屋川市長 馬場 好弘

1 該当地域

寝屋川市の全域

2 基準値

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種

			住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

注

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、次の各号に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）
 - (2) 前号に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル